

# 作 業 基 準

平成18年10月01日 一部改正

平成23年06月01日 一部改正

壱岐・対馬フェリー株式会社

## 第1章 目的

## 第2章 作業体制

## 第3章 危険物等の取扱い

## 第4章 乗下船作業

## 第5章 旅客の遵守事項等の周知

## 第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、「安全管理規程」に基づき、福岡～壱岐～対馬航路に就航する所属船舶の輸送に関連する作業基準を明確にし、もって作業の安全を確保することを目的とする。

(準用規定)

第2条 「安全管理規定」第2条に定めるセメント船は、この規定（貨物フェリー船に関する規定を除く。）を準用する。

## 第2章 作業体制

(作業体制及び作業内容)

第3条 陸上作業及び船内作業の配置及び役務等は、次項及び第3項のとおり。

2 運航管理補助者は、陸上作業員を指揮して、次表の各作業を実施する。

作業項目	担当要員	作業内容
場内作業	駐車場整理係 1人	乗船待ちの旅客及び車両に対して、待機場所の指定及び整理並びに積載貨物の確認及び点検
	係留索係 2人以上	船舶の離着岸時の綱取り、綱放し作業
乗下車作業 (車両)	作業指揮者 1人	陸上側における車両の乗下車作業及び場内作業全体を指揮監督する（車両誘導係を兼務することができる）
	車両誘導係 1人	車両下車口から道路までの間及び車両待機場所から乗車口までの間、車両を安全に誘導する
乗下船作業 (旅客)	作業指揮者 1人	陸上側における旅客の乗下船作業全体を指揮監督する
	旅客誘導係 1人	乗下船口より発着所又は安全区域までの間、旅客を安全に誘導する

3 船長が指名する者は（以下「船内作業指揮者」という。）、船内作業員を指揮して、次表の各作業を実施する。

作業項目	担当要員	作業内容
乗下車作業 (車両)	作業指揮者 1人	船舶上における車両の乗下車作業全体を指揮監督する
	固縛係 必要数	車両の積付及び固縛（車止め、ラッシング等）解らんを行う
	車両係 1人	船内から乗下車口までの間、車両を安全に誘導する
乗下船作業 (旅客)	作業指揮者 1人（兼務）	船舶上における旅客の乗下船作業全体を指揮監督する（乗下車作業指揮者が兼務できる）
	旅客係 1人	船内待機場所から客室通路間及び乗船口から客室通路間における旅客を安全に誘導する

4 運航管理補助者及び船内作業指揮者は、作業現場にあつては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在及び役務を明確にしておくものとする。

- 5 乗組員以外の者が、船内で作業に従事する場合は、船内作業指揮者の指揮を受けるものとする

### 第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第4条 危険物の取扱いは、副運航管理者の指示に従い、「危険物船舶運送及び貯蔵規則」等の関係法令の定めるところにより行うものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他、旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、副運航管理者の指示に従い、運送を拒否するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 運航管理補助者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が前2項に該当するおそれがあると認めるときは、副運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立合いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 副運航管理者又は船長は、第3項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者に連絡するものとする。

### 第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客及び車両の整理)

第5条 駐車場整理係は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、車両乗降用施設等の操作又は乗下船する車両により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に待機させる等安全の確保に努める。

- 2 駐車場整理係は、乗船待ちの車両をトラック、乗用車等に区分し、下船する旅客及び車両の通行に支障とならないように所定の場所に駐車させる。
- 3 駐車場整理係は、駐車中の車両を点検し、燃料洩れの車両があるときは副運航管理者又は運航管理補助者に報告してその指示を受け、乗船までに修理させ又は乗船を拒否するものとする。
- 4 駐車場整理係は、貨物積載車両を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、副運航管理者又は運航管理補助者に報告してその指示を受け、当該車両の運転者に積付けの是正又は再固縛若しくは増固縛を行わせる。点検に際しては重量貨物又は嵩高貨物積載車については特に留意する。
- 5 運航管理補助者は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積込み場所を特定し又は船内において再固縛を施す等考慮する必要があると認められるときは、その旨を船内作業指揮者に連絡する。

(乗下船作業の順序及び連絡方法)

第6条 乗下船作業は、最初に車両の下車作業を行い、周囲の安全を確認し、旅客の下船に続いて旅客の乗船を行い、最後に車両の積込み作業を行う。ただし、当該作業順序を変更する場合は、作業員にその旨を的確に周知するとともに周囲の安全を確認して実施

するものとする。

2 乗下船作業時の連絡及び指示は次により行う

- (1) 作業指揮者間の連絡にはトランシーバー又は口頭にて行う
- (2) 作業員相互の連絡及び指示はトランシーバー、ホイッスル、口頭
- (3) 旅客及びドライバー等に対する指示及び連絡はホイッスル、誘導灯、口頭

(乗船準備作業)

第7条 運航管理補助者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船に関し十分な打合せを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。

- 2 乗船作業開始時刻になったときは、運航管理補助者及び船内作業指揮者は、それぞれの作業員を配置して乗船準備を行う。
- 3 船内作業指揮者は、乗船準備が完了したことを確認し、運航管理補助者及び船上側の作業員に乗船開始の合図をする。

(旅客の乗船)

第8条 運航管理補助者は、船内作業指揮者から乗船開始の合図を受けた後、車両の積込みに先立って作業員に旅客の乗船を開始するよう指示する。

- 2 陸上側の旅客誘導係は、旅客を乗船口まで誘導する。
- 3 船上側の旅客係は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。
- 4 運航管理補助者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。
- 5 旅客の乗船作業中は、原則として車両の積込みを行わない。
- 6 旅客の乗船作業中に車両の積込みを行う場合は、作業員に旅客の乗船を中断する旨を的確に指示し、車両区域内に旅客がいないことを確認した上、次条に定める「車両の積込み」作業を行う。  
なお、旅客の乗船を再開するときは、車両の積込み作業が行われていないこと及び周囲の安全を確認するとともに作業員の配置を行った上、実施するものとする。

(車両の積込み)

第9条 運航管理補助者は、船内作業指揮者から積込み開始の合図を受けた後、作業員に車両の積込みを開始するよう指示する。

- 2 陸上側の車両誘導係は、車両をランプウェイの先端まで誘導し船上側の車両係に車両の誘導を引継ぐ。この場合、乗車人に対し、禁煙、携帯電話の使用及び車両甲板内の徐行を指示する。ただし、当該指示事項について乗車人に事前周知している場合はこの限りでない。
- 3 船上側の車両係は、陸上側の車両誘導係から引継ぎを受けた車両をその積付け位置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航送旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。
- 4 船上側の旅客係は、航送旅客を客室の通路まで安全に誘導する。

(車両の積付け等)

第10条 車両の積付けは次のとおりとする。

- (1) 車両の負担重量を平均するよう搭載すること。
- (2) 車両列の両側に幅60cm以上の通路を船首尾方向に設けること。
- (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅1m以上の通路を1条以上設けること。

2 車両係は、車両の積付けの際、次の措置を講ずる。

- (1) 運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないように指示すること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車で、航海中、作業のため車両区域に立入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは、必要な範囲内でその作業を認めるものとする。

(車止め及び固縛装置取付作業)

第11条 固縛係は、車両甲板に積込まれたすべての車両及びコンテナに固縛装置を取付ける。

2 船長は、航行中に気象・海象が下表の左欄の条件に達するおそれがあると認めるときは、船内作業指揮者に対し、右欄の車両及びコンテナについて車止め、ラッシング、オーバーラッシングの取付けや、増強の実施等を指示する。

気象・海象	車種
波高2.5m以上	乗用車、トラック及び特殊自動車等、コンテナ

(離岸準備作業)

第12条 運航管理補助者は、旅客の乗船及び積載予定車両の積込みが終了したときは、その旨を船内作業指揮者に連絡する。

2 船内作業指揮者は、作業員を指揮して、船の乗船口に遮断索を張る。

3 船上側の旅客係は、第1項の連絡を受けたときは直ちに舷門を閉鎖する。

4 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項を速やかに船長に報告する。

- (1) 乗船旅客数（徒歩で移動の旅客と航送旅客に分ける）及び搭載車両数
- (2) 第10条第2項第2号の措置をした場合は、その状況（車種、人員等）

(離岸作業)

第13条 運航管理補助者は、離岸作業完了後、適当な時期に出港を放送させる（発航の合図をさせる。）とともに送迎人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、係留索係を所定の位置に配置する。

2 運航管理補助者は、船長の指示により係留索係を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

(着岸作業)

第14条 運航管理補助者は、船舶の着岸時刻10分前までに作業に必要な作業員を配置する。

2 運航管理補助者は、係留索係を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、

運航管理補助者は、作業員が係留索の急激な緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

- 3 船上側の作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
- 4 船内作業指揮者は、船内の旅客誘導係を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客に対して着席や手すりに掴まる等の案内をする。

(係留中の保安)

第15条 船長及び運航管理補助者は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないように係留方法、ランプウェイの保安に十分留意する。

(下船準備作業)

第16条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。

- 2 船内作業指揮者は、前項の指示を受けた後、船内作業員を指揮して、旅客室より車両区域への出入口を開き、運航管理補助者と緊密な連携のもとにランプウェイを架設し、舷門を開放するとともにドライバー及び同乗者を車両甲板まで誘導する。なお、徒歩で下船する旅客に対しては、車両の下車作業が終了するまで、客室区域で待機するように指示する。
- 3 船内作業指揮者は、ランプウェイの架設が完了したことを確認した後、固縛係を指揮して車両の車止め等を取り外し、下船口の遮断策を開放する。

(旅客の下船)

第17条 船上側の旅客係は、船内作業指揮者のもとで、車両の下車作業が完了したことを確認した後、旅客を誘導して下船させる。

- 2 車両の下車作業中に旅客を下船させる場合は、その旨を作業員に的確に周知すると共に、車両区域内の安全を確認した上で、当該下車作業を中断した後、旅客係の安全な誘導のもとに実施する。
- 3 車両の下車作業を再開するときは、車両甲板に旅客がいないことを確認するとともに作業員を的確に配置して実施する。

(車両の下車作業)

第18条 船内作業指揮者は、旅客係を指揮して航送旅客の乗車に先立ち、次の事項を船内の旅客に周知する。なお、当該周知方法は、船内放送、口頭、又は船内掲示による。

- (1) 運転者は、係員の指示に従ってエンジンを始動すること。
- (2) 航送旅客は、車両甲板においては禁煙を厳守すること。
- (3) 車両は、車両甲板において徐行すること。

- 2 船内作業指揮者は、着岸後、旅客係により車両区域まで誘導した旅客を乗車させる。
- 3 運航管理補助者は、陸上側の下車作業体制が整っていることを確認し、船内作業指揮者に下車作業開始の合図をする。
- 4 船内作業指揮者は、前項の合図を受けて、船内における車両の下車準備が完了していることを確認した後、車両係に車両の下車作業を開始させる。

- 5 運航管理補助者は、車両の下車作業に際しては、作業員を指揮してランプウェイ及びその付近並びに陸上構内における車両通行の安全を確保する。
- 6 車両の下車作業中に旅客を下船させる場合は、その旨を作業員に的確に周知すると共に、車両区域内の安全を確認した上で、第16条に定める旅客の下船作業に準じて実施する。

(作業の完了)

第19条 旅客の乗船作業及び車両の積み込み作業が完了したときは、運航管理補助者と船内作業指揮者が相互に連絡をとりながら、作業員を指揮して、船上側の出入口、車両甲板区域及び旅客の通路を遮断索を用いて閉鎖する。

- 2 船内作業指揮者は、旅客及び車両の下船が完了したときは、当該作業の完了及び異常の有無を船長に報告する。

(車両の積み込み等の中止)

第20条 運航管理補助者及び船内作業指揮者は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の乗下車作業が危険な状態になると認められときは、作業を中断し船長にその旨を報告する。

- 2 船長は、前項の報告を受けたときは作業現場の状況を確認し、作業の中止について、副運航管理者又は運航管理補助者と協議する。
- 3 船長は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業指揮者にその旨を指示する。

## 第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第21条 運航管理補助者は、発着場等の見やすい場所に、次のとおり旅客の遵守すべき事項等を掲示する。

- (1) 旅客及び車両は、乗下船時、担当係員の誘導に従うこと。
- (2) 車両は、乗下船時及び車両甲板において徐行すること。
- (3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割込まないこと。
- (4) 車両は、乗船時、担当係員の指示に従いヘッドライトを消灯すること（夜間）。
- (5) 車両甲板における喫煙その他火気の取扱いは禁止されていること。
- (6) 車両甲板は、航行中、立入りが禁止されること。
- (7) 車両甲板で下車する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、すべのスイッチを切り、施錠しておくこと。
- (8) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (9) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第22条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法

- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) その他旅客の遵守すべき事項
  - ① 下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと。
  - ② 航海中、許可なく車両区域に立入らないこと。
  - ③ 下船の際は、担当係員の指示に従って車両区域に入ること。

附 則

- 1 平成18年05月01日 制 定
- 2 平成18年06月01日 一部改正
- 3 平成23年06月01日 一部改正